

# 「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」適用期間の延長

**適用期間** 令和4年9月30日まで延長しました。  
※2年を過ぎると時効により支給できません

**対象者** 下記の①～④のすべてに該当する方

- ①塩竈市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していること
  - ②会社などに勤め、給与の支払いを受けていること
  - ③新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われたため、3日間連続して休み、4日目以降にも仕事を休んだ日があること
  - ④仕事を休んでいる期間に給与の全部もしくは一部の支給がなかったこと
- ※申請方法などの詳細は、市ホームページをご覧ください。



国民健康保険  
加入の方



後期高齢者  
医療制度  
加入の方

**問** 国民健康保険加入の方 保険年金課給付年金係 ☎022-355-6503  
後期高齢者医療制度加入の方 保険年金課医療係 ☎022-355-6519

PICK UP! ここに注目!

事業者の皆さんへ

## 「塩竈市雇用調整助成金申請支援助成金」のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、従業員の雇用を維持するために休業などを実施し、令和4年3月1日以降に雇用調整助成金などの申請を社会保険労務士らに依頼した場合に、その費用を助成します。

**対象** 下記の①と②どちらにも該当する方

- ①市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者および個人事業主
- ②新型コロナウイルス感染症の影響による休業などを実施し、令和4年3月1日以降に雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金および産業雇用安定助成金のいずれかの申請を社会保険労務士らに依頼していること

**対象経費** 社会保険労務士らへの依頼に要する費用（相談料・着手金・書類作成経費・申請代行経費など）

**補助上限** 1事業者あたり**6万円**（千円未満切り捨て）

※申請は1事業者1回限りです。

※令和3年度塩竈市雇用調整助成金申請支援助成金の支給を受けた事業者も申請できます。

**申請方法** 令和5年2月28日(火)まで（当日消印有効）に必要な書類を郵送してください。

<申請書> 壱番館庁舎2階商工観光課窓口に設置のほか市ホームページからダウンロードできます

<送付先> 〒985-0052 塩竈市本町1-1 壱番館庁舎2階 商工観光課 商工港湾係



**問** 商工観光課 商工港湾係 ☎022-364-1124

## 「がんばる塩竈事業者支援金」の申請はお済みですか

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続が危ぶまれる市内事業者を支援するため、売上高が15%以上減少した個人事業主に5万円、法人に10万円の支援金を支給します。

対象者および要件、申請書設置箇所の詳細は、市ホームページまたは広報しおがま6月号11ページをご覧ください。

**申請期限** 令和4年7月29日(金)まで（当日消印有効）に必要な書類を郵送してください。

<送付先> 〒985-0052 塩竈市本町1-1 壱番館庁舎2階 商工観光課「がんばる塩竈事業者支援金」担当



**問** 商工観光課 がんばる塩竈事業者支援金担当 ☎070-8816-1725 / 070-8816-1724 / 070-8816-1723